

壮警町議会決算審査特別委員会会議録

令和6年9月12日（木曜日）

○付託議件 議案第53号 令和5年度壮警町各会計歳入歳出決算認定について

○出席委員（8名） 議長は職務のため出席

委員長	長 内 伸 一 君	委 員	湯 浅 祥 治 君
副委員長	毛 利 爾 君	”	菊 地 敏 法 君
委 員	山 本 勲 君	”	真 鍋 盛 男 君
”	加 藤 正 志 君	議 長	森 太 郎 君
”	佐 藤 忖 君		

○欠席委員（0名）

○説 明 員

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	厂 原 收 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者兼	
	石 塚 季 男 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土 門 秀 樹 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
企画財政課参事	市 田 喜 芳 君
住民福祉課長	阿 部 正 一 君
産業振興課長	篠 原 賢 司 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
建 設 課 長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長（兼）	土 門 秀 樹 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○長内委員長 これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○長内委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において加藤正志委員、毛利爾委員を指名いたします。

◎議案第53号

○長内委員長 議案第53号 令和5年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を受けます。まず、一般会計歳入全体について。

○佐藤委員 6ページ、町税についてお伺いしたいと思います。

町税は、町の財政で大切な自主財源です。町税の中の町民税の納入状況は、残念なことに年々収入未済額が増え、次年度に繰り越されています。5年度決算でも5年度分の未済額、そして積み重ねてきた未済額も増加現象が見られることは残念なことです。この町税について町民の皆さんにもご理解をいただくため、以下質問を続けます。5年度、町民税の現年度の個人分として9,472万を計上、現年度分で未済額61万円が報告されておりますが、それぞれの人数、また繰越し、滞納繰越分として314万、そのうち261万円が未済額として報告されておりますが、それぞれの人数、このように年々未済額が増える中で担当課の皆さんは努力されていますが、未納の増える要因は経済状況が一番の要因であることは理解できますが、徴収業務に携わり、このほかにも様々な要因があると思われませんが、実際に業務に携わり、ご苦労されている事項があれば伺いたいと思います。

町民税の納付対象に法人がありますが、ここ数年法人の皆さんは経済状況の厳しい中、未済額がゼロで完納されていることに感謝申し上げたいと思います。町税の中にある固定資産税は、町税全体の50%を占めていますが、これも町民税の個人と同じく滞納繰越金が増えていることです。4年度決算では1,538万円が5年度決算では1,720万円と182万円も増えている現実、この固定資産税の滞納者の人数について伺います。

町民税と同じく経済状況の厳しい中ですが、担当職員の皆さんのご努力に反し、年々増加していることは残念なことです。未済解消に向けて法的措置による未納解消の取組で未済解消に努めている事例が5年度にあったかについても伺いたいと思います。

1点目は以上です。

○会計管理者・税務会計課長 ご答弁申し上げます。

令和5年度の町民税個人課税、個人現年課税分の調定額9,472万9,200円についての対象者数についてでございますが、こちらは1,195人になります。続いて、収入未済額61万7,313円につきましては18人でございます。また、滞納繰越調定分314万468円につきましては71人、収入未済額261万750円につきましては51人でございます。

2点目の徴収業務で苦慮しているという点についてでございますけれども、やはり近年コロナ禍の中で経済状況が悪化して各世帯の収入が減少し、生活も大変になる方が増えました。このような中、滞納処分を行うことが難しいといえますか、個々の家庭の事情もあるということで滞納処分を行うことが難しいという時期がございました。

それから、3点目の未納解消に向けて取り組んでいる事例についてでございますけれども、ごめんなさい、その前に固定資産税の未済分の対象者数という質問でございますけれども、こちらにつきましては78名になります。

続きまして、未納回収に向けて取り組んでいる事例について5年度で何かありましたらということでございますけれども、令和5年度には未納解消に向けて行った取組についてございまして、まず1つ目は公売、次に交付要求、それから参加差押えをそれぞれ1回行っております。また、任意売却を2回行っており、固定資産税滞納繰越分でこれらの処分を行ったことによって61万円の収入となっております。

以上でございます。

○佐藤委員 詳細にわたってありがとうございます。今お聞きしますと、例えば滞納分で314万円の対象者は71名で、そのうち261万円、納めていない方が51名、そうすると20名の方しかこれに応じていないような感じです。大変な職務だと思えますけれども、納税の完納に向けて、完納までは求めませんが、できるだけ高い収納率のためにご努力を願いたいと思います。

そこで、入湯税、これについてお伺いしたいと思いますけれども、入湯税、税の名前を聞いたことがある方は多いと思われそうですが、税の目的や税についてその内容があまり理解されていないことが多いのではないかと私は常日頃考えております。この機会に理解を深めていくために以下質問をいたします。町税の中に入湯税があり、5年度は今までにない増収で、4年度と比較しますと36%増の7,182万円でした。この要因には、税額の改正、数年前に300円に値上げになりましたね、税額の改正だとか、コロナウイルス感染症予防のための外出の自粛、観光の自粛等様々な要因により、町民憲章にある壮瞥は観光と農業の町ですの観光面が落ち込み、観光客の激減もあったことから税収が伸びておりませんでした。昨年5月からコロナウイルス関係は5類に移行したため、観光客の増があり、入湯税の増加がこの36%増につながっている

ものと思います。

そこで、この機会に、せっかく入湯税という言葉が出てきたものですから、町民の皆さんに理解を深めていただきたいなと私は考えております。その目的や徴収方法、納入方法等について説明を最初に求めたいと思います。

○会計管理者・税務会計課長 ご答弁申し上げます。

まず最初に、入湯税の目的についてでございますが、入湯税は入湯施設の利用と市町村の行政サービスとの関連に着目し、鉱泉浴場所在地の市町村が課する目的税でございます。その用途につきましては、環境衛生施設の整備や観光の振興に要する費用に充てることとされております。

続きまして、入湯税の納税義務者等についてでございますけれども、入湯税は鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課するとされております。

続いて、この入湯税の課税免除についてでございますけれども、これは3つございまして、1つ目は年齢12歳未満の者、2つ目が共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者、3つ目は修学旅行の中学生の生徒、この3つにつきましては入湯税を課しないとされております。

それから、入湯税の税率についてでございますが、入湯客1人1日について、まず1つ目が一般宿泊客が300円、2点目が一般日帰り客が100円、それからユースホテルの会員は100円、続いて7日以上滞在の湯治客は100円、最後に修学旅行の学生、生徒は75円とされております。この入湯税の徴収の方法につきましては、特別徴収の方法によって徴収することとされており、入湯税の特別徴収義務者は鉱泉浴場の経営者とされております。また、この鉱泉浴場の経営者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならないとされております。また、鉱泉浴場の経営者は、この徴収した入湯税につきまして毎月15日までに前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額、その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を納付書によって納付しなければならないとされております。

入湯税の概要については以上でございます。

○佐藤委員 詳細にわたって説明ありがとうございました。今議会は、今審議しております令和5年度の各決算に関する審査の会議ですけれども、9月9日と10日、決算審査特別委員会で5年度の歳入歳出に係る関係書類を見る機会がありました。その中で、ほんのごく一部ではありますけれども、条例に基づかない事務処理が見受けられました。施設の経営者が宿泊客から預かった入湯税を条例に定めた方法よりも遅れて町に納めていることです。このことについて、行政としては条例に基づいた方法での納入に改めるよう指導が私は必要でないかと考えております。ぜひ該当する経営者と話し合い、改善することが必要と考えておりますので、このことについてどのように対応していくか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○会計管理者・税務会計課長 ご答弁申し上げます。

議員おっしゃられますように、条例で定められた納期内の納入というのは、やはりこれは原則でございます。これまでにつきましても入湯税の期限内納入につきましては、経営者の方に対して勧奨等を行ってまいりました。納期内納入について行っていただくというような部分で今後も引き続き勧奨を行っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○長内委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○長内委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○加藤委員 15ページの生産物売払収入におきましてお伺いしたいと思います。

まず、1点目は、堆肥売払い代、今年度669万5,700円を計上されております。4年度は791万3,300円を計上していましたが、その差額121万7,000円が減少しておりました。その要因という部分についてお伺いしたい。1点目。

もう一つ、次に一般寄附、ふるさと応援寄附金、今年度は9,840万5,537円を計上しておりますけれども、まず改めて今年度、今までの現在の寄附額がお伺いしたいのと、また令和6年度について当初予算、昨年もそうでしたけれども、1億2,000万計上しております。そのことにつきまして、近づけるための取組、また対応についてお伺いしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○産業振興課長 それでは、堆肥の売払い代につきましてご答弁申し上げます。

令和5年度につきましては669万5,700円ということで、令和4年度に比べまして121万7,600円減っているというところがございますが、それで減少している原因というところがございますが、基本的には生産量的には年度内それぞれ同じぐらいの堆肥を生産しているのですが、時期によって、令和5年度につきましては5月と6月に在庫を切らす期間がございまして、そういうような中で販売ができなかったというところがあったのが令和5年度減少した要因となっております。

以上になります。

○企画財政課参事 ふるさと納税の関係です。ご答弁申し上げます。

1点目の現時点での寄附金額についてですが、令和6年の4月から8月まで、直近までで計算しますと4,291万7,000円。なお、令和5年同時期、4月から8月までにつきましては3,947万7,537円となっております。対前年比108.71%、金額に直しますと約350万円増、アップということに現状なっております。

もう一点が令和5年の当初予算1億2,000万に対して令和5年の決算額が9,800万、寄附金の申込みベースでいきますと約1億円弱ということで、約1億円で当初予算ベ

一スよりも2,000万円ぐらい下がっていました。その関係を踏まえて今後どのように対策を取っていくかというご質問だったと思いますけれども、令和4年度に比べると、令和4年度が8,800万、そして令和5年度が約1億ということで、1,100万円ぐらいがアップしているところです。もちろん当初予算よりは2,000万円ぐらいが下がってはおりますけれども、いずれにしても当町のふるさと納税の特徴の一つとしましては、主力がお米、さらにお米以外でいきますとメロンとトウモロコシがございます。過去の推移を見ますと、令和3年、4年、1億2,000万円を寄附金額で記録したことがあるのですけれども、そのときについては主力のお米の量がある程度確保できたというところ、昨年度の令和4年度は1,800万下がってまいりました。このときにはお米があまり確保できなかったということで、お米が幾ら確保できるかということに左右される傾向があります。

令和5年は令和4年よりもお米をある程度確保したのですけれども、今後についても令和6年、今お米については全国いろいろ報道、ニュースとかでお米が不足しているというようなニュースがありますが、引き続きお米について確保しつつ、一つの工夫としましては、とうや湖農協さん、あとホクレンさんにご協力いただきながら去年の11月からお米の量を安定的に確保しております。それが功を奏して、今年度お米不足の中でも今年の4月から6月までの間、去年よりも増額になっているようなところがありますので、今後も引き続きお米。さらには、お米以外の主力の商品としましてはトウモロコシとメロンがあります。そのトウモロコシとメロンにつきましても年々取扱いの量を増やしてもらっておりますので、そこについても今後伸ばしつつ、さらに壮瞥町は農業と観光の町ということで、観光の部分についても力を入れて、特に宿泊施設についても去年の9月から返礼品については充実を図っているところなのですが、それも堅調に推移をしておりますので、引き続き宿泊施設についても返礼品の充実を図っていければと考えているところです。

以上です。

○加藤委員 初めのこの売払い、堆肥の件につきまして改めて確認したいのですけれども、先ほど答弁の中には堆肥の生産量はほぼ同じだということ中で、では売上げが少ないということは在庫は残っているというふうに考えてよろしいのかが1点目と、もう一つ、今年度の堆肥の生産量、売払い状況は今現在どのようになっているのか。また、この販売額を増加させるための改めて取組とか、今後対応はどのように進めていくのかお伺いしたい。

次に、ふるさと納税につきましても今お話、答弁いただきましたので、大体分かりましたけれども、1点だけ、今ふるさとチョイスの部分で皆さんがパソコンで見え込んで申込みされているというのが現状なのかなと思うのですけれども、私もそうなのでも、そこで購入まで至る経緯がなかなか難しい方もおられるのでないか、その部分は、私も含めてなのでも、高齢者の方が多いのかなというふうな考

えをしているわけですが、そういった人たちに対する対応という部分、そういうものを今どのような形で進めているのか、その点だけ伺っておきたいと思いません。お願いします。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

今回令和5年度につきまして生産量が同じぐらいというところではあったのですが、春先の必要な時期に必要な量といいますか、そういう部分で需要に対して供給が追いついていなかったと。ただ、年度内のトータルでいけば同じような生産量でなっているというところがございます。

それと、令和6年度の状況でございますが、7月末の時点の状況でお答えしたいと思えますが、まずバラ堆肥につきましては令和5年度につきましては110万7,600円、令和6年度につきましては161万1,400円、袋堆肥につきましては令和5年度が274万5,700円、令和6年度が299万5,000円ということで、昨年に比べますと販売額は増加している状況でございます。

それと、今後販売額を増やしていく取組というところがございますけれども、こちらにつきましてはまず生産です。在庫をしっかりと確保するというのがまず大前提かなと思っておりますので、その辺は堆肥センターのほうとその辺りをどのように効率的に、また計画的に堆肥を生産していけるかを今後引き続き協議していきたいなと考えております。

以上になります。

○企画財政課参事 ご答弁申し上げます。

高齢者への対応、あと考え方についてだったと思うのですが、寄附金の申込みにつきましては、ポータルサイトと申しましてサイトから申し込む方法と、あとサイトがパソコンですとかスマートフォンですとか、そういった操作が苦手という方に対しましては申込書、紙で申し込んでもらえるようにしております。また、電話だったりファクスであったり、あと窓口に来ていただいたり、そういった申込みがあります。その際に、やはり高齢者の方は、壮警町ってどのような返礼品があるのですかと、カタログがあれば助かりますというような話になります。その際には、議員おっしゃったようにポータルサイトの一つにふるさとチョイスというのがございまして、そちらの無料サービスで現在掲載している返礼品をカラーでプリントアウトをすることができます。そのようなサービスがございます。以前はカタログを町のほうでは作っていたのですが、毎年金額が変わってしまう、さらに返礼品のラインナップも変わってしまうということで経費について非効率だったものですから、現在はふるさとチョイスのホームページの無料サービスを活用して、そこでカタログという形でカラーでプリントアウトして、その都度高齢者の方から問合せがあればそちらのほうを印刷をして郵送して、その紙媒体のカタログを見ていただきながら選んでもらっています。そのように、年間でいいますと50人から100人ぐらいはコンスタントにそう

いう方がいらっしゃるしまして、今週も3名ほどそういう方がおりました。高齢者につきましては、スマートフォン、パソコンについて苦手だと思いますので、引き続きそのように個別対応をさせていただきながら紙等を活用して取り組んでいきたいなど、そのように考えております。

以上です。

○毛利委員 私もふるさと納税のことでお聞きしますが、多分今年度は前年度に比べて伸びているということは、結局前年にポータルサイトを4から8に増やしたと、その効果もあるのかなと思われま。

1つ伺いたいのは、最近テレビのニュースなんかでも行っていますが、今新米が価格が高騰しております。それで、納税額も上げているところがあります、お米に対して納税額を。うちの町としてはどのような対応を取られていくのか、それをお聞かせ願いたいのですが。

○企画財政課参事 ご答弁申し上げます。

まず、1点目のサイトを増やした効果、議員おっしゃるとおり去年の8月までは当町はふるさと納税のポータルサイト4サイトでした。9月以降に4サイトを8サイトに増やしました。間口を広げるという言い方をするのですけれども、たくさんの方に見ていただくためには、今のほかの自治体も考えている対策の仕方なのですけれども、やはりサイト数を増やしていくというのが効果的なのです。うちは8サイトで、まだ個人的にはもう少し増やしてもいいのかなとは思っているのですけれども、そういったところが功を奏して今年についても堅調に推移というか、対前年比増につながっているというふうに考えております。

そして、2点目のお米、確かに今お米がかなり高騰していて、ニュースでも流れております。実際ふるさと納税につきましては、今年の6月ぐらいから、各米農家さんにつきましてはもう在庫が難しい、さらに金額についてもなかなか決めづらいということですずっと非公開になっていた状態でした。そして、そういう中でも今後お米についてはある程度確保したほうが当町としては寄附額増につながると考えておりますので、その対策としまして、先ほどの答弁とちょっと重なってしまいますけれども、去年の早い段階というか、去年の夏ぐらいからとうや湖農協さんと、あとホクレンさんと協議を重ねて、共計米という言い方をするのですけれども、北海道米としてある程度お米を確保しております。それがほかの農家さんが米がないときにホクレンさんのほうである程度安定的に数を確保していただいたので、そういった対策を今後も引き続き取っていききたいと、そして安定的な寄附金増につなげていきたいなど、そのように考えております。

以上です。

〔発言する者あり〕

○企画財政課参事 失礼しました。あともう一点、お米の値段が上がっていて、それ

に対する対応です。ごめんなさい。失礼しました。その対応につきましては、農家さんのほうで価格を決めていただいて、その価格に基づいて寄附金額もアップするという取り方を取っておりますので、あくまでも基本的にはお米農家さんのほうでお米の値段を決定していただいていると、そのように運用しております。

以上です。

○長内委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者あり〕

○長内委員長 佐藤委員、先ほど3回質問終わっていますので、全体の中でお願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 次に、歳出について。事項別明細書、ページごとに受けます。20ページから。

○森議長 私のほうから総務費、総務管理費の一般管理費についてお伺いいたします。

職員研修事業に関してでございますが、今朝の新聞にも載っていたのですけれども、道央のある町村で下水道事業に関する消費税を国に誤って過大に納付したと、それは制度をあまり理解していなかったことの結果ということでも載ってございました。そこで、これまでというのは、実は市町村というのは少人数でいろんな国が進める施策にのっとった専門性を要する事業にも対応しなければならないと、ですけれどもあくまでも少人数であるがゆえになかなか理解不足で進まないということもあると思うのです。そういうことも含めて、まずここで言っている、これ庁内全体の職員に対する研修という理解ではしているのですが、この事業で今回載っていた研修内容と実績についてまずお伺いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

総務課のほうで職員研修のほうで管理している部分につきましては、令和5年度が6件ございました。西胆振の定住自立圏のほうでやっています6市町の合同管理コーチング研修というものと、あと西いぶり定住自立圏の給食調理作業従事職員の研修、あと監督者研修、あと胆振町村会が主催しております職員の初級研修と中級研修、あと新人の基礎研修というのがございます。そちらのほうをそれぞれ関係の職員のほうが受講しております。

以上でございます。

○森議長 それぞれ専門性のあるところについては各課が対応をして研修を行うということは理解するのですけれども、その中でも町村会等が行っている研修もあると、江別に北海道自治研修所があって、そこでもいろんな研修をやっていると、さらには道への派遣も含めていろいろ研修を、これは職員派遣ということで人事交流ということでは理解するのですけれども、これもある意味研修の一環ではないかなと思うわけ

ですけれども、今後の職員研修の在り方と進め方についてお伺いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

職員研修の在り方につきましては、地方公務員法の第 39 条によって、その勤務の能率の発揮及び増進のために研修の機会を与えられなければならないというふうになってございます。当町といたしましても壮警町の人材育成基本方針というのが、改正したのは令和元年なのですが、そちらのほうをつくっておきまして、その中で職場の研修とか、自己啓発とか、そういうものを積極的にやりなさいという話になってございまして、その中でも先ほど森議長からもお話のありました他の各部署としても、あと専門分野の研修も同じく積極的に受講するように促していかなければならないということになっておりますので、今後先ほど申し上げました各総務課のほうで管理している研修内容のほかに、本当に専門研修も積極的に受講するように各課にちょっと促していきたいなと思っております。

以上でございます。

○森議長 理解しました。その辺は積極的に進めていただければと思います。

それで、今兵庫県で話題になっておりますハラスメント、これはパワハラということなのですが、これとは大分、兵庫県で行われているハラスメントとは多分違うのですが、うちの町村でも過去にパワハラがあったということもあって、ハラスメントに関する職員研修なんかも行われていたように聞いておりますが、その辺のハラスメント対策関連の研修の内容について承知していればお伺いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ハラスメント研修につきましては、昨年度、令和 5 年度につきましては全部で対面で 4 回とオンラインで 1 回やっております。内容につきましては、ハラスメント事案が発生したことを踏まえて再発防止に向けた職員のハラスメント知識、意識の向上を図るために全職員に対して、全国の現状とか、法律、対処の方法とか、ストレスへの対応行動とか、そういうものを含んだ研修を各 1 人ずつ、数回に分けてやったのですが、1 時間半を時間としてやっております。そういうことで、特に今回の中身に関してはそういう内容で各職員にこの大会議室を使いまして受講させております。

以上でございます。

○長内委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 21 ページ、ありませんか。

○佐藤委員 21 ページの上のほうに文書広報費がありますけれども、これに関連して質疑を交わしたいと思います。

壮警町は、文書広報紙として毎月広報そうべつを 1 日に発行して、各家庭に配布しております。さらに、防災放送施設を使用して昼と夜の定時放送に取り組んでいますが、ここでこれらを活用しての改善が必要と私は常日頃考えております。以下そのこ

とについて申し上げますので、よろしく願いいたします。毎月色刷りの町のカレンダーの内容、各団体だとか、そういう取り組む行事が書かれておりますけれども、これにもう少し改善を加えることが必要でないかと考えております。現在の町のカレンダーは、その月の広報に掲載されている行事の再掲といえますか、それが中心です。

そこで、私は小学校、中学校、高校の行事もその中に加えることが必要でないかな。といいますのは、広報の回覧時に小中高の学校だよりが入っておりますけれども、例えば隣から私の家に回覧が回ってきた。そうすると、広報だとか各世帯で取るものを取って、そして次の家庭に回しているのがほとんどの状態です。そうすると、そこに書かれている行事などは見落とすことが多々あります。例えば6月8日に小学校の運動会がありました。これについては、町のカレンダーには入っておりませんでした。7月1日号の広報の表紙に運動会の様子が写真入りで入っておりますけれども、そういうことだとか、またあと二、三日後に9月14日に高校の収穫祭がありますけれども、これも入っていない。また、9月18日に文化団体の発表会がある。これは広報のお知らせで記事としてあっても、この18日にある行事がカレンダーにない。そういう片手落ちなのです。今までどおりの形でなくともっときめ細かなカレンダーにしないと、ただ印刷して配って、それで終わっているのではないかと活用されなければお金をかけてカラーで印刷する必要は私はないと思っています。そういう面で改善が必要でないか。また、その中に自治会等の活動もぜひ入れていただきたい。何月何日、こういう行事を、行事名だけでも、自治会もこんな活動をしていることを知ってもらうことも私は必要でないかな。そういうようなことを考えると、やはり町のカレンダーの改善に取り組むことが必要と私は常日頃考えております。このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

広報に入っています町のカレンダーにつきましては、各課から掲載すべき事項について提出していただいて、それを取りまとめてカレンダーのほう作っておりますけれども、今後小中高の行事についてもということですが、その辺も載せられる部分は載せたいと思いますので、各課に必要な部分は出していただいて、そして載せられる部分については載せたいと、スペースの問題で載せられない行事も出てくるかもしれませんが、できるだけそういった改善は図っていきたくて考えております。あと、自治会の活動につきましても、どういうふうに取りまとめるのかということから、ちょっと今思いつきませんが、その辺も改善できるところは改善していきたくてというふうを考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○佐藤委員 ぜひ改善に取り組んでいただきたいなと思っております。そこで、このようなことを言うと、職員が忙しくてとか、担当者の仕事が増えるということとはよく聞くのですが、私は担当者の仕事量を増やすのではなくて、各団体だとか、学校だとか、そのような各関係団体等に何月何日までこのカレンダーに載せてほしいも

のを提出してくださいというような、やはり各団体、学校の自主性によって取り組むと仕事量も増えることはないのではないかなと考えております。

そこで、2点目として防災放送施設の活用、私は昨夜この質問事項をまとめるに当たって、私は放送を全部録音状態にしているものですから、何月何日に放送したかは分かりませんが、いろいろな連絡事項を聞いてみました。これにしてもやはりもう少し改善して、例えば14日に収穫祭がありますけれども、簡単に、9月14日は高校の収穫祭があります。皆さんおそろいでお出かけくださいくらいの放送があっても、30秒で終わるのです。そういうものも加えていただきたいな、そんな気がしてなりませんけれども、また例えば9月の7日の日に、教育委員会も関連していると思いますけれども、図書フェスティバルというのが開催されました。第15回目で、町の歴史としては回数の多い継続している事業でしたけれども、そういうものも2日くらい前から放送を通して参加しませんかという呼びかけを私はしてもいいのではないかな。ただ単にごみの出し方だとか、そんなことだけでなく、町民にもっと密着した形でこの放送を利用して広報活動をぜひやっていただきたいという希望をいつも持っているのですけれども、このことについて防災放送施設の活用というのが使用について制限があるのかもしれないけれども、前向きで検討することはできないかということで提案したいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ただいま佐藤委員からご質問なのですが、防災無線に関することなのですが、放送内容につきましては放送法とか無線免許上の関係ありまして、内容につきましては防災、あとは防犯、あと行政事務、試験放送ということになっておりまして、そういう中でもただいま佐藤委員がおっしゃった部分でできる範囲で私どももちょっと中身を担当のほうとして確認しながら、これはいい、これは悪いというのは多分出てくると思うのですが、そういうところを整理しながら、なるべく皆さんに周知できるものは周知できるような形で各課に働きかけていきたいなと思っています。

以上でございます。

○佐藤委員 私何年か前に奥尻島に行ってまいりました。これはジオパークの関係で行ったのですけれども、そのときホテルというか、民宿に泊まっておりましたら、明日何時から何々自治会が主催して海岸の清掃をしますというようなことを放送していたのです。私は、防災無線がただ単に防災だけの制限があるのかもしれないけれども、もっと活用していくことが必要でないかな、そんなことを常日頃考えているのですけれども、ぜひ前向きで活用方法を考えていただきたいなということを申し添えたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ただいま佐藤委員からお話のありましたとおり、ただ先ほども申し上げた放送の無線免許上の関係もありますし、あと町の防災無線の管理運用規程もございますので、

その中と照らし合わせながら、先ほどもご答弁申し上げましたが、広報等の内容について整理しながらまた広報できればなと思っております。そういう規程がございますので、その中で本当に調整させていただきたいと思っています。

以上でございます。

○森議長 総務費の総務管理費、財産管理費、公共施設管理事業、指定管理者施設の部分について伺いたしたいと思います。

それで、今町のほうでは指定管理者施設として公共施設を委託しているわけなのですが、その中で各施設の管理の状況といいますか、利用者の反応がどのようなものがあるかという部分、もし届いていればお聞きしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

町では、ゆーあいの家ほか、関係施設を指定管理者のほうに委託、指定管理制度ということを使ってお願いしていますが、その中で町には直接苦情等はありませんが、各施設の細々したものはあります。ただ、例えば来夢人の家などに関しましても、以前は苦情とかもあったという話もあるのですが、今アンケートを設置するなどしてお客様の声を吸い取るような形の体制を取りながら、そうすると苦情が少なくなってきているということを管理者のほうから話を聞いています。

以上でございます。

○森議長 実はパークゴルフ場の部分で指定管理者が数年前に変更になって、施設の維持管理に対して若干その整備が悪い等の声があつて、それを施設側には申し上げるのですけれども、なかなかその声が届きにくい状況になっているというお話も私のほうに入っておりましたので、もしその辺の改善が見込めるのであればそのように対応していただきたいと思うのですが、その辺について伺います。

○長内委員長 これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○長内委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 先ほどのご質問に対し、ご答弁申し上げます。

先ほどのご質問についてはパークゴルフ場の整備についてご質問だったかと思いますが、パークゴルフ場は指定管理者において朝夕の芝への散水のほか、芝刈りを2週に1度ほど、長いところですが、あと短いグリーンなどについては四、五日に1度刈るようにしながら整備してございます。あと、2年に1度、シーズン終了後に芝を管理するためのエアレーションとかという形で土を入替えしたり、そういう作業をしながらパークゴルフ場をより使いやすいように心がけているところでございますが、先ほど委員のほうからもお話のありましたとおり、まだ各町民、ご利用されるお客様のほうからもそういう声があるというお話ですので、またこちらにつきましても指定

管理者のほうと協議しながら、よりよいパークゴルフ場を整備できるように心がけていきたいと思っています。

以上でございます。

○長内委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 続いて、22 ページ。

○真鍋委員 私のほうから財産管理事業、一般経費の中の街路灯電気料金の補助について伺います。

現在街路灯の補助の申請のときに、電力会社による請求、それから支払いの証明ができる書類をつけてくださいということになっておりますが、今年の2月から電力会社から紙による証明書が来なくなったのですけれども、ただインターネット等で証明書を見ることも、それからプリントアウトすることもできるのですけれども、インターネット等の環境がない自治会長さんとかが申請するにはとても苦労しています、現状。ほぼほぼ口座引き落としになっていると思いますので、その口座の通帳の提出で支払いの証明等々になるというようなことにできないでしょうか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ただいまのご質問に関してご答弁申し上げますが、今各自治会様のほうから1年に上期と下期ということで2回に分けて申請をいただき、そちらに対して町のほうから補助のほうを行っているところですが、先ほど委員のほうからもお話のありましたとおり、今年の2月からインターネットを使って、北電様のほうの作業の仕方ということですが、従来ははがきのほうで送ってきて、それをコピーをつけて申請をいただいたところですが、環境がない自治会様に関しては非常に苦慮しているというお話ですが、引き落としの提出という証明を使えるところもあります、あと例えば電気代の中に自治会さんのお持ちの自治会館の電気料金も入っていたり、そういうところもあるものですから、そういう自治会さんも含めて、担当と協議しながら自治会さんをご利用しやすいような形で私どももちょっと検討していければなと思っています。

以上でございます。

○真鍋委員 北電さん、電気会社さんの請求だけれども、使用目的だから、街路灯、それから自治会館の電気料と全く分かれてして、街路灯が10個ある自治会だったら街路灯の分で1個1個、10件、それから集会所の件と分けて11項目になって請求が来て、引き落としもそういう11項目になるというような形が取られているので、自治会の会館の電気料と街路灯の電気料が一緒くたになっているというケースはないと思うのですけれども。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ただいま真鍋委員のお話の部分、自治会さんによってはそういうところもあったり、

私も昨年度の部分はちょっと詳細な中は確認してはいないのですが、中にはそういうところもあったというところも過去にあったものですから、それで自治会さんに合わせて町のほうも対応、こちらの自治会さんに関してはこの証明だけでいいよとか、そういうところを内部で検討して、次は下期がちょうど11月から12月にかけてということになりますので、そちらに向けて中身でちょっと検討していければなと思っています。

○真鍋委員　うちの自治会の場合は先ほど言いましたようなことになっておりますので、たしか11月が申請の月だったと思いますけれども、私の言ったような通帳でもだけれども、証明ができるような方向に持っていってくれるようお願いいたします。

○総務課長　ご答弁申し上げます。

ただいま真鍋委員のほうからお話ありましたとおり、次の11月に向けてちょっと検討していければと思っています。

以上でございます。

○森議長　私も同じく財産管理事業の一般経費の中でちょっとお聞きしたいと思います。

これ以前に委員会調査を行って、旧蟠溪小中学校ですか、その委員会調査を行って、令和5年度の事業説明の中で、蟠溪小中学校については傷みも非常に激しいことから、取壊しの方向性であるという説明はあったのですが、具体的に事業は進んでいないようなのですけれども、その辺についての蟠溪小中学校校舎の今後の具体的構想があればお伺いしたいと思うのですが。

○総務課長　ご答弁申し上げます。

旧蟠溪小中学校の校舎につきましては、平成元年の3月に廃校になりまして、その後地元のほうで貸付けをいたしまして宿泊施設等に利用していた部分があったのですが、令和5年度、先ほど森議長からもお話ししたような感じで今使えなくなっている状態になっております。当時からの部分も、一部の基礎の部分とか屋根も落ち込んだ関係で修繕対応等の再利用がなかなか難しいという状況になって、今後取壊しなどの措置が必要と考えられるという話にはなっていたかと思うのですが、その後も取壊しにつきましてはまだ、経費もかかる関係でちょっと今できていない関係であります。

あと、具体的な構想につきましても、正直なことを申し上げますと、現在のところまだ、壊してそのままにしまうか、更地にしてしまうか、新たな建物とかを建設するかはこれからちょっと議論していくことになるのかなと思っています。

以上でございます。

○長内委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長　続いて、23ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 24 ページ。

○山本委員 定住促進・まちづくり推進事業の中の移住体験ハウスの利用実績をお伺いします。それと、利用した中から移住、定住につながった方はいるのか。それと、アンケートを取っているということで、どのような内容だったかを伺います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

移住体験住宅の関係ですけれども、まず令和5年度の実績といたしましては8組20名の方が利用されております。なお、参考ですけれども、今年度、令和6年度につきましては現時点で3組の方、7名の方が利用しております。

また、移住体験住宅を利用して実際に移住したという方は今のところいません。

それから、アンケート取っておりますけれども、その内容につきましては、壮警公園とか行って眺めが、景色が素晴らしくて感動したですとか、あと共同浴場が清潔でよかった。あとは環境的に静かで非常によかったですとか、あとほかの地域の移住体験住宅利用された方だと思っておりますけれども、壮警町が一番生活しやすい感じがしたということも言われております。あと、うちの町から伊達市が近いということで、伊達市が近くてスーパーですとか病院とかもあるようなので、その辺は便利だなと感じたということも書いてありました。あとは、もう一人の方につきましては、夏場利用したのですけれども、冬期間も利用してみて移住については検討したいというような話も書いてありました。アンケートにつきましては大体そのような、やっぱり環境がいい、景色がいい、その辺が多く書かれている印象です。

以上です。

○佐藤委員 企画費のふるさと納税事業について伺いたいと思います。私は、ふるさと納税事業に参加したことはありません。利用したことはありませんけれども、この制度についていろいろ調べてみますと、誰でも承知しているのは、このふるさと納税制度を利用して寄附を行うとその自治体から返礼品が送られてくる、これはみんな知っていることです。そこで、まだ経験していないので、そんなことは分かりませんが、寄附をするとその自治体から寄附金受領証明書というのが送られてくるそうです。その証明書を町役場で手続すると寄附金のうち2,000円を超える部分については所得税の還付と住民税の控除が受けられる、そういうメリットもありますよということは書かれておりますけれども、壮警町その他自治体に対してどの程度、何人くらいふるさと納税に協力するというか、参加しているのか。そして、所得税だとか住民税が控除になりますよということですが、それは控除があるということは町税の収入が減ることにつながりますよね。どの程度の影響があるのか、このことについて伺いたいと思います。

○会計管理者・税務会計課長 ご答弁申し上げます。

ふるさと納税に係ります壮警町の町民税の寄附金控除額の対象額及び税額に対する控除額についてでございますけれども、まずちょっと過去に遡りまして平成29年

度につきましては、ふるさと納税の人数が16名、ふるさと納税寄附金額が145万7,000円、これに係るふるさと納税控除額、町民税からの税額の控除額が58万7,508円となっております。ちょっと飛びまして、令和3年度につきましては、ふるさと納税人数も約倍以上の37名、ふるさと納税寄附金総額が231万1,200円、ふるさと納税、町民税からの控除額が101万7,208円となっております。直近でございますけれども、令和5年度につきましては、ふるさと納税者の人数が59名、それから納税寄附金額が309万2,500円、それから町民税からの税額控除額が147万6,766円というような状況となっております。

以上です。

○森議長 私も企画費の中の地域おこし協力隊事業の部分でちょっとお聞きしたいと思います。

この中で、項目でいえば次のページなのでしょうけれども、地域おこし協力隊事業の中でタイニーハウス設計委託料、金額はそんなに大きい金額ではないのですけれども、24万9,000円が決算されておりました。この具体的な内容についてまずお聞きしたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

タイニーハウスの設計委託料24万9,000円の内容ですけれども、まずタイニーハウスというものは小さな家のことで、一般的には広さが10から20平方メートル程度で、あとキッチンですとかシャワー、トイレなど生活に最低限必要な設備がそろっているものを指しますけれども、今回の委託業務の内容につきましてはタイニーハウスの建築に係る設計ですけれども、一戸建てで広さが10平方メートル程度の広さ、それから100万円程度の工事費で建てられる住宅の設計を委託したものでございまして、水野隊員におかれましては、タイニーハウスは水野隊員がやっているものなのですけれども、地域おこし協力隊の卒業後にタイニーハウスを活用して起業したいという考えがありまして、建てるのに必要な設計を今回予算で措置したと、実施したということでございます。

○森議長 内容については理解いたしました。最近地域おこし協力隊事業の協力隊の方たちは、非常に起業に向けた施設整備といいますか、そういうのが具体化して大変期待はしているところですが、この事業化はいつ頃になる、建設に至る時期というのはいつ頃になるのか。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

こちらのタイニーハウスを活用しての起業につきましては、実施時期については今年度中に一応建築をしてと考えていたのですけれども、水野隊員につきましては、皆さんご存じかと思いますが、ヴァロアを開設しまして、そちらの業務がちょっと忙しいということで、この建築につきましては来年度以降、来年度になるのかな。ただ、水野隊員は今年度で卒業しますけれども、来年度建築して起業をしていきたい

というふうに考えているようで、事業を行うにおきましては協力隊に交付される起業支援補助金の100万円を活用してこのタイニーハウスを建築して、基本的には今考えている内容としましてはレンタルをしてレンタル使用料をもらって、そういった形で事業を実施していきたいというふうに考えているようでございます。

以上です。

○長内委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 続いて、25ページ。

○湯浅委員 私のほうからは空き家対策推進事業ということで、500万ですか、計上されてなっていましたけれども、それについて実績状況とか成果状況、そういう状況についてもちょっとお知らせをいただきたいと思いますが、よろしいですか。

○企画財政課参事 ご答弁申し上げます。

空き家対策事業、空き家除却事業、昭和新山地区の空き家3店舗についての今の現状だとは思いますが、今除却工事を進めている最中でして、7月に議員の皆様にも現地の視察のほうに来ていただいたと思いますが、8月中に空き店舗3件の残置物のほうをある程度除却に取りかかっています。そして、その後残置物の状況がある程度除却が先に進みますと、その後九万坪屋という建物から順次除却をしていきたいと、そのように考えておきまして、当初8月の下旬からと考えてはいたのですが、少し予定が遅れているといいましょか、9月のほうにずれ込んでおきまして、ただ九万坪屋のほうの建物の除却についてはまだ取りかかっていないというふうに承知しております。

以上です。

○長内委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 26ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 27ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 28ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 29ページ。

○佐藤委員 29ページの環境衛生費について伺います。

令和5年度に滝之町の共同墓地内に設置の火葬場の解体撤去に取り組み、周辺が整備されました。そこで、共同墓地の維持管理について以下伺います。

平成6年度に共同墓地のための整地、正確な面積だとか、そのようなことは私は承知しておりませんが、その整備したとき1区画、これは2メートル掛ける2メ

一トールで4平方メートルの墓地を建てるための区画整理事業でした。現在約50基のお墓が建てられておりますけれども、このお墓を建てるために利用者は1か所4万円の使用料を町に払い、貸出しを受けています。この貸出面積は、条例で規定されております。そこで、この区画整理になぜ取り組んだかということをお知らせ申し上げますと、旧滝之町共同墓地、これは昔からあったものですから、建てている墓も面積もばらばらな状態でした。そこで、きちっと土地を整備してばらばらになっている面積を統一したらいいのではないかとということで1区画2メートル掛ける2メートルの4平方メートルとして造成し、条例もその考えを基本にして制定した経緯があります。そこで、私このような質問なぜするかというと、令和4年11月に建てられたお墓があります。そのお墓が2メートル掛ける4メートルで、条例で言う4平方メートルの倍のお墓が建てられておりますけれども、このようなことはどうして生じたのか、最初に伺いたいと思います。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

ただいまの質問で墓地、通常であれば2メートル掛ける2メートルというところが2メートル掛ける4メートルの貸出しで、なぜかということだったので、実は私も今この話を初めて聞きまして、事実関係調査したいと思いますので、ちょっとお時間いただければと、後ほどご回答したいと思います。よろしくお願いします。

○佐藤委員　私あそこは何回も行くのですけれども、行って、これはおかしいなと、ほかの墓地は2メートル掛ける2メートルの、そして隣との間隔も50センチくらい、きちっとした区画整備の下にお墓が建てられているのにここだけどうして長いのか、2メートル掛ける4メートルの8平米になっているのちょっと不思議で疑問を感じました。そこで、これは令和4年度の決算報告書を見ますと歳入の部で使用料及び手数料のところ墓地使用料12万円が計上されておりました。4年度に3区画が求められております。どなたが求めたかということはこの決算書では承知できませんけれども、多分3区画を貸し出して、ある人は多分、想定で申し訳ありませんけれども、親だとか息子が別々に求めて借り受けて、それを1つの墓にしたのではないかなんて私は考えたのですけれども、そのようにきちっと2掛ける2にした理由としては、どの家庭もあまり大きな墓でなくて小ぢんまりとした墓で整備したほうがいいのではないかとこの面積が出てきたのですけれども、このように2メートル掛ける4メートルというのはどのような経緯があるかということをお聞きしたくて質問したのです。

そこで、それは後から答弁いただきますけれども、もう一点、滝之町墓地の敷地内に6地蔵の建物があることをご存じですか。この建物は、3.6メートル掛ける3.6メートルの木造平屋です。この建物の中に祭壇があります。そして、6つの地蔵さんが祭られているのです。この建物は、昭和45年7月に仲洞爺、蟠溪、弁景、幸内を除く町内各地域の皆さんから寄附金を募って建てたもので、54年が経過しております。屋

根もさび、軒先も傷んできております。この建物を建てるために中心となった方で生存者はおりません。ただ、寄附者の名前を見ますと数名の方がまだ、まだという言葉使って悪いのですけれども、数名の方が生存しておりますけれども、その方々ももう五十数年前のことで忘れていないかと思っておりますけれども、このままにしておいていいのかどうか。土台がしっかりしております。それから、建物の中の床もコンクリートを打って、割れていることもありませんし、しっかりしている。ただ、表が3尺90センチの戸4枚あるのですけれども、その中のガラスが1枚割れている状況です。そこで、私はこの6地蔵の建物、所有者はどなたか分かりませんが、滝之町共同墓地の施設の一つとして位置づけて、あまりお金をかけず、屋根の塗装だとか壁、壁も1か所ちょっと傷んでいたところありますし、軒下もちょっと剥がれているところありますけれども、土台はしっかりしておりますし、そういう面でこれは6地蔵の建物を共同墓地の施設の一部として手を加えていくことが必要でないか。突然このようなこと申し上げて申し訳ありませんけれども、現地を確認して、ぜひ保存のための、今手を加えるとそんなにお金はかからないと思います。そんなことで、この保存について、突然で答えは出ないかと思っておりますけれども、現地を確認して、ぜひ保存していただきたいなという希望を添えて質問いたします。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

ただいまの佐藤委員のお話だったのですけれども、大変申し訳ありません。この件について私ちょっと把握しておりませんでした。委員おっしゃるとおり今すぐどうする、こうするという答えも全然ないし、どうするべきか分からないのですけれども、一応お話を伺いましたので、現地を見てみまして、今後どうすべきかを、今聞いたばかりだったので全く何も無いのですけれども、どうしたらいいか今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○長内委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 30ページ。

○森議長 私のほうで農林水産業費、農業費の農業振興費、一般農政事業でりんごまつり、昨年からですけれども、りんごまつりがアニメを活用したりりんごめぐりですか、そういう事業に変わったのですが、りんごまつりに関わるイベントの評価、それと今後の展開をどう考えているのかという部分についてまずお伺いしたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

令和5年度につきましては、新たな取組としましてアニメゲームキャラクターとコラボしたスタンプラリーを実施しております。そういった中で参加者については、推計にはなりますが、1,000人越えということで集計をしております、抽選応募者については574名という応募者がおりました。

それで、あとこれまでと違ったところとしましては、やはり近隣の市町村以外の全道、全国、遠くの方が結構来られたというところがございまして、そういうところはなかなか今までになかったところかなと思っております。また、経済効果と申しますか、リンゴの販売部分につきましては240万程度の実績になるのではないかなと思ってございまして、それと併せて飲食店であったりホテル、旅館などへの効果もあったのかなと思ってございまして、それで、評価という部分では、来訪された方につきましてはなかなか好評いただいたと感じております。それと、参加された参加店のほうにもいろいろご意見等いただいたのですが、最初はここまで盛り上がると思わなかったというご意見だったり、あとやってみてよかったという、結構そういう高評価をいただいております、次の年も継続してやったらどうだというようなご意見をいただいているところでございました。

令和6年度につきましては、こちらの令和5年度のアニメゲームキャラクターとコラボしたスタンプラリーという部分の形を維持しつつ、観光スポットも参加店に加えるなど改善を図っております。それで、まずは令和5年度、令和6年度、この実績を踏まえて、その後反省会と申しますか、いろんな関係団体等と意見交換させていただきながら今後の祭りの在り方について検討し、進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○森議長 アニメを活用したイベントについては、やや高評価が出されているということなのですが、全道各地でこれから秋祭り、産業まつりが行われると思うのですが、このりんごまつりも含めてですけれども、産業まつりの一つの目的というのが生産者が消費者への感謝の気持ちを込めていろいろ産品を供給して買ってもらうというのが今までの大きな流れだったのかなと、私アニメというのはあまりなじみがないので、本来であれば、これ人手の問題もあると思うのですが、従来型のりんごまつりが復活できないものなのかなんてことを実は常々考えております。これは場所の確保の問題もあると思うのですが、できれば、多分このりんごめぐりの場合ですと地元の人にはなかなかそしたらスタンプラリーで云々ということにはなっていないのかなという感じもちょっとするものですから、従来の形のりんごまつりの検討、それをぜひお願いしたいと思っておりますが、その辺どうでしょうか。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

今後のりんごまつりの在り方ということで、会場開催の部分ということでございました。それで、令和元年度まで会場開催をしております、その後はコロナ禍ということでインターネットでの開催3年間やっております、それでその中で関係団体であったりと協議を進めていく中でこういったスタンプラリー形式の1か月間に及ぶ形での開催を進めてきたところでございますが、令和5年度、令和6年度につきましても、これまでのりんごまつり会場のような形ではないのですが、例えば道の駅のところでのイベント開催とかも途中経過では検討させていただいていたのですが、それ

でもやはり駐車場の確保とか、その辺と、あと関係団体との調整などがなかなか今難しい状況にはございますが、まずはこの形を、スタンプラリー形式というのをベースに考えてはいきたいと思っておりますが、会場開催という部分も常に意識というか、検討しながら、ただ2年間なかなか駐車場の確保とかで難しい面があったので、その辺を駐車場が確保できて、ある程度大きな台数の確保はできなくてもできるような形はないのかとか、できる範囲でその辺も検討しながら、次年度以降の開催に向けて関係団体、実行委員会も含めて検討してまいりたいと思います。

○毛利委員 私もそれに関連でお考えを聞きたいのですが、従来ですと産業まつりに関してはいろんなほかの産物も販売されていましてね、いろんなもの。りんごまつりですとリンゴだけなのです。そうすると、言ってみれば果樹農家さんは潤っていると思うけれども、ほかの農産物を作っている農家さんには何もないと言ったら極端かもしれませんが、ないのです。ただ、先ほど課長さん言っていましたとおり、サムズでは農産物売ったりもしていますけれども、例えばリンゴを商品としないで、ほかの会場で地場産業を売るような催物というのは考えられないのでしょうか。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

令和5年度、令和6年度につきましても、果樹の農家さん以外にも農作物をという検討をさせていただきながら、例えば先ほど言ったような道の駅のところではテントを建てて、そういう団体、実行委員会の加盟団体が販売するとか、そういうのも検討はさせていただいております。やはり果樹園だけでなく全町的な取組として広げていきたいという考えがございますので、また農作物につきましてもやはり果樹だけではなくて野菜も含め、お米も含め、広く壮瞥町のことを知ってもらえるようにこれからも引き続き検討してまいりたいと思っております。

○長内委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 31ページ。ありませんか。

○真鍋委員 私のほうから町営牧場維持管理事業で伺います。

2つある牧場のうち立香牧場を上久保内牧場に統合するという方向で進んでいると思うのですが、なかなかそれがぱっと進まない状況にあります。これを統合するという年次というか、いつ頃になるかを伺います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

立香牧場の統合につきましては、以前から検討を重ねておまして、立香牧場の活用策についてある程度決まっていなくてなかなか上久保内の統合が難しいという状況でございます。それで現在、以前は民間企業の方が現地を見られてとか、あとはどのような活用ができるかということで町内の団体さんとかに検討をしていただいたりとか取組は進めておりますが、現状ではなかなか解決できるような活用策が見いだせていない状況でございます。そういう意味では立香牧場と上久保内牧場を並行して

継続しながらも、やはり統合に向けて活用策を検討していくことになるのかなと思っておりますが、年度につきましてはなかなか申し上げるのは難しい状況かなと感じております。

○真鍋委員 立香牧場を閉めたとする、その後の活用策が見つからないとなかなか統合には踏み切れないというお話ですけれども、現状上久保内牧場に統合すると管理している請負者も随分仕事が楽になるというか、業務が楽になると思うし、ただ、今言われたように立香牧場の利用が決まらないうとできないって言いましたけれども、立香牧場をやめて、そして利用しない状況になってもいいのではないかという考えにはならないでしょうか。早く統合したほうが委託先も随分業務が楽になると思いたすが。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

今真鍋委員おっしゃったように、廃止にしてそれと同時に統合するという部分お聞きしまして、ちょっとその視点は私にはございませんで、そこは聞いて、それも含めて今後立香牧場をやめて上久保内牧場だけにしたときのメリット、デメリットといたしますか、立香牧場を本当にそのまま荒らしていいものかも含めて検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○長内委員長 ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。
休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

○長内委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの佐藤委員の質問について後刻答弁することになっていました件につきまして住民福祉課長から答弁いたします。

○住民福祉課長 先ほど佐藤委員から質問がありました令和 4 年 11 月に貸し付けた滝之町の墓地についてご答弁申し上げます。

申請された方、申請者は町内に長年居住され、亡くなった方のご家族なのですけれども、ご家族の方も町内の方なのですが、申請者からの申出で横長のお墓を造りたいということで 2 区画を貸してほしいという相談を受けたものであります。そこで、条例では 1 人 1 区画となっているため、申請書を 2 枚出してもらいまして、当然使用料も倍の 8 万円をもらいまして受領したところでございます。滝之町の共同墓地は現在多くの空きがあることと墓じまいとかで空きが増えつつあるということもありまして、2 区画の貸付けを行ったというものであります。

以上でございます。

○長内委員長 一般 31 ページ、ほかにありませんか。

○山本委員 有害鳥獣関係で資料を見させていただいたらアライグマ 191 頭捕れたということなのですけれども、鹿のほうはどれぐらい捕れているのかお伺いします。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

鹿につきましては、令和5年度485頭になります。

○山本委員 鹿が485頭捕れていて、囲いわなを移設するとかという、何か工夫もされているのですけれども、囲いわなでどれぐらい捕れたかというのと、あと最近熊が結構出るということだったのですけれども、熊の捕獲等あったのかというのを伺います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

囲いわなの実績につきましては、令和5年度5頭ございまして、東湖畔で3頭、立香で2頭の5頭となっております。それと、熊の捕獲の状況ですが、令和6年度、今年捕獲しておりまして、捕獲したのは8月13日に、上久保内の熊の箱わなを設置したところは若干違う場所なのですが、猟友会の方が狩猟により捕獲しております。以上になります。

○毛利委員 最近また改めて銃とかわなの資格を取られて猟友会に入っている方がいますが、銃の取得者、それからわなの取得者、それと会員の総数を教えていただきたいのですが。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

令和6年度9月時点になりますが、猟友会の会員につきましては22名で、銃の取得者は14名、わなのみの取得者8名となっております。

○長内委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 32ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 34ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 35ページ。

○佐藤委員 34ページと35ページ続いておりますので、教育委員会費について伺います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって、たしか平成27年でなかったかと思えますけれども、新たに教育総合会議が新設されました。法律の改正によってこの会議が新設されて、27年に第1回目の会議を開催、その後毎年1回ずつ教育総合会議が開催され、傍聴に関する規則なんていうのが制定されておりまして、それに従って私たちは傍聴させていただきました。私は第1回から、平成3年11月、たしか11月の末だったと思うのですけれども、それまで全て傍聴させていただいておりますけれども、平成3年11月に協議した題は壮瞥中学校の建設についてという

のが最後の協議題でした。

〔「平成3年じゃないでしょう」と言う人あり〕

○佐藤委員 令和3年です。ごめんなさい、令和3年11月です。そこで、4年、5年とこの教育総合会議が開催されていないのですけれども、これは町長が招集することになっているのですけれども、これは何か協議事項があれば教育委員会から町長に申し出て、そして開くこともできることになっているようですので、教育委員会では4年、5年で教育総合会議にかけるような課題といたしますか、協議題はなかったのか。そして、6年度も既に9月中旬を迎えております。6年度に何かいろいろな課題解決のために会議を開く考えがあるのかどうか、これについて伺いたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

総合教育会議についてのご質問でございますが、確かに令和3年11月末の会議以降、令和4年、5年度につきましてはそういった大きな課題ということがないことから開催されなかったという経緯がございます。

それから、令和6年度についてはどうかということでございますが、令和6年度につきましては町の教育大綱が令和6年度までの期間になってございますので、そのことについて7年度からの壮警町教育大綱についての策定についてということで総合教育会議を開催する予定ではおります。

以上でございます。

○佐藤委員 私も、今答弁にあったように教育大綱を制定している。それが6年で一応一区切りが済むものですから、それ以降どうするのかと心配したものですから、このような発言させていただいたのですけれども、私が傍聴して感じることは、教育委員の皆さんの発言聞いていると何か感想だけを述べているような方もいらっしゃいますし、本当に核心に沿った討議をして立派な教育大綱を制定していただきたいという希望を添えて質問を終わります。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

教育大綱、当然教育委員さんとも議論をして、また令和2年度から6年度まででしたが、今度は7年度からということとしっかりと議論をした上で壮警町の教育について考えていきたいというふうに思っております。

○長内委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 36ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 38ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 39 ページ。

○加藤委員 私は、給与費について、その中の給与費の関連で今回人件費で 4,704 万 9,000 円減額になっているというふうに伺っております。そこで、今回その中の科目として組合納付金、これ 5 年度予算書では 734 万 3,000 円を計上されておりますけれども、決算額においては職員退職手当組合納付金が 4,753 万 6,000 円減少したと記載されております。そういう金額についてもう少しいろいろと内容を深めたいので、その詳細についてまずお伺いしておきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ただいま委員からお話のありました退職手当組合の納付金が前年度から減った理由なのですが、そもそも退職手当組合は町がこれまでに退職手当組合に納付した額からこれまで退職手当組合から退職者のほうに支払われた額が今いる職員の退職の見込みより、ある一定の金額を掛けるのですが、それより先のほうが多かった場合に次の年が、一般職の分なのですが、普通納付額が免除されるというのが規定されておまして、それに基づいて令和 4 年度は 5,400 万ぐらい、今委員がおっしゃった部分で結構多かったのですが、令和 5 年度に関しては少なかったということでございます。

以上でございます。

○加藤委員 確認したいのですけれども、退職者が昨年少なかったというふうに理解してよろしいのでしょうか。そこと同時に、次年度以降、令和 4 年度とかは結構金額が予算上計上されていたのですけれども、5 年度に対しては先ほどお話ししたように 730 万という 1,000 万を切るような予算計上しておりましたので、どういう内容なのか、今話聞いてもちょっとまだ分かりづらい部分あって、私が思うのは、先ほど言ったように退職者が昨年度は少なかったという部分で納付金が還付されたというのですか、戻ったというふうに受け止めていいのかどうか、その辺もうちょっと詳しくお伺いしておきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

退職者が減ったということではなくて、あくまでも今まで町が退職手当組合に払いました金額がずっと積み重なったやつがあります。また、そこから今まで支払った、退職手当組合から要は退職者、今までの退職者に払った金額がある。それを引いた金額が少し壮瞥町がまだ結構お金があるよという状態で、それよりこれから我々職員、在職者の退職金を払う金額に見込額、あくまでの今の在職者、我々一般職の組合の見込額に組合で定めるある一定の金額というのはいろいろと変わっていくのですけれども、あちらのほうで。それに乗じた額のほうより先ほど言った金額の多かった場合に次の年が少なくなると。

もう一点、2 点目の委員のご質問なのですが、これからこれどうなっていくのという話、増えていくの、減っていくのというお話なのですが、そちらに関しては、それはこれからの人の入りとかあるのですが、ただ大幅に例えば何千万も増えていくとか

というのではなくて、ある程度の掛け率と違って多分退職組合でありますので、それで去年が4,000とか、それぐらいにはもしかしたらいつかいくか分からないのですが、それが本当に5,000万、6,000万、次の年は6,000万、7,000万なるよということはないという、そういう考えです。だから、ただいまちょっと申し上げた部分なのですが、令和4年度は5,400万だったのですが、今年が650万だったのですが、5,400万までいくかどうか分からないのですが、それはこちらのほうも計算するのは退職手当組合のほうやるので、その部分ははっきり分からないのですが、大幅に増えるということはそんなにない。ただ、金額は我々のほうよりはそちらのほうで計算してくるものですから、それが何千万も、6,000万も7,000万もいくということはないという話は、そういう仕組みにはなっているみたいです。

以上でございます。

○森議長 私も給与費の関係で職員手当に関連してお聞きしたいと思います。

現在町外から通勤している職員というのは、基本的には管理職から外れるという不文律により運用されていると思うのですが、限られた人員で組織を運営していかねばならない現状では有能な人材であれば積極的に管理職として登用、活用していくべきと考えるのですが、その辺についての考え方をお聞きしたいと思います。

○町長 町の人事管理運営に関する事項ですので、私からご答弁を申し上げます。

人事の管理運営については大変重要なことと認識しておりまして、職務、職位、職責に求められる基本的な知識や資質能力を有し、町の課題解決に向け、前向きに取り組む姿勢と行動などととも、それまでのそれぞれの職員の勤務経験、そして本人のキャリアアップなど求められる職員を育成する視点なども留意して推進をしているということでありまして。管理職の登用につきましては、これらに加え、本町の課題を的確に理解し、解決に向け、施策の推進、調整力、人材ネットワークの有無等といった資質能力と職務遂行の姿勢とともに、緊急時の参集ですとか、心身の状況、家庭環境など、町民の皆様の生命と財産を守るといった観点も含め、総合的に検討、判断していくことが望ましいと、このように思っております。

また、ご質問の趣旨であります町外通勤者については、これまで議会の中で、最近はありませんけれども、従前議会や町民の町政懇談会ですとか、町民の皆様の意見として、人口減という町の最優先課題に向けて全庁的に移住、定住の施策を総合的に推進している中で町職員が町外に居住、通勤していることに対し厳しいご指摘があったと、今もあるのではないかなと、このように理解しなければならないと認識しており、これは管理職の登用云々に限らず全職員に言えることなのかなと。これは翻って言えば、町民の皆様の町職員に対する高い期待感の表れかなと、このように認識をしているところであります。

一方で、議長ご発言のとおり、限られた人員で組織を運営していく上で有能な人材の登用については貴重なご意見と承りまして、今後の検討の参考としながら、さきに

申し上げましたような基本的な考え方に基づきまして適切な人事運営、管理に努めていきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○長内委員長 39 ページ、ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 40 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 41 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 42 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 次に、一般会計歳入歳出決算全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 次に、国民健康保険特別会計歳入歳出決算全体について。

○佐藤委員 国保会計、令和4年度は、構成世帯っていいですか、被保険者はたしか4年度は397世帯でなかったかなと思いますし、被保険者623人ということで承知していたのですけれども、5年度はどのように変化したのか、その世帯数と被保険者数について最初に伺いたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

令和5年度末の世帯数と被保険者数ですが、令和6年3月31日現在となります。世帯数は401世帯、被保険者数は610人ということであります。

以上です。

○佐藤委員 国保会計というのは、例えば64歳までですか、対象者。ですから、高齢者が結構多いのではないかと思うので、国保会計の運営上、その財源となる国保税の未納がやはり私気になるのですけれども、令和4年度の国保税は7,489万円で、未納が763万円、これをパーセントに直しますと約10%、そして5年度は、この決算書にもありますが、7,204万円に対して674万円、すなわち9.3%程度の未納が報告されております。そこで、被保険者の皆さんは高齢であり、ほとんど無職ですよね。そういうことを考えると致し方ないのかなという気はするのですけれども、この未納対策としてどのような取組をしてきたか、もしもそのような取組があったらお知らせ願いたいと思うのですけれども。

○会計管理者・税務会計課長 ご答弁申し上げます。

国保税の未納対策の取組につきましては、納期内納付に対する未納についてということで発生した場合は督促状ですとか、それから長期間にわたる未納が続いた場合には催告状、あるいは個別にこちらのほうへ出向いていただいて納税相談で納付誓約書を出していただいたりというようなことを行っております。また、滞納の状況が長期

にわたる場合につきましては、本来自己負担割合の部分をちょっと高めるなど、資格証明書の発行とか、そういった措置は従来行ってきたところでございます。

以上です。

○長内委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算全体について。

○佐藤委員 自分のこと聞いて申し訳ありません。この保険は 75 歳以上で、私もその中の後期高齢者保険の対象者なのですけれども、一定の障害のある人は 65 歳以上が対象ですが、この保険の対象人数は 4 年度に発表されている人数でいきますと 548 人で、男性が 217 人、そして女性は男性よりも約 100 人多い 316 人と公表されております。そこで、このような対象人数が 5 年度はどのように変わって 1 年間経営されたのか、その対象人数について伺いたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

後期高齢者医療保険の対象人数なのですけれども、令和 5 年度末、全体で 553 名となっております。このうち男性が 231 人、女性が 322 人、合わせて 553 名ということになっております。

以上です。

○長内委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 次に、介護保険特別会計歳入歳出決算全体について。

○佐藤委員 同じこと聞いて申し訳ありません。介護保険、この保険は 40 歳以上 64 歳までの方が介護保険料を払って、対象になって被保険者となっているのですけれども、令和 4 年度の記録を見ますと 40 歳以上 64 歳までの方は 1,698 人で、男性は 799 人、女性は 902 人と公表されておりましたが、5 年度はどのような構成か伺いたいと思います。

○長内委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 30 分

再開 午後 1 時 30 分

○長内委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

介護保険の被保険者ということでして、介護保険はまず 65 歳以上の 1 号保険者の方と、あと 40 歳から 64 歳までの 2 号保険者という方がいらっしゃいます。まず、65 歳以上の 1 号被保険者の方なのですけれども、5 年度末、令和 6 年の 3 月 31 日現在、男性が 401 人、女性が 525 人、合わせて 926 人となっております。続いて、2 号保険者と言われる 40 歳から 64 歳の方、男性が 402 人、女性が 351 人、合わせて 753 人と

いうことになっております。

以上です。

○佐藤委員 私も介護保険料を払っている一人で、大変失礼な質問をして申し訳ありませんでした。介護保険サービス、このサービスを活用していいですか、利用するには条件として認定を受けなければなりません。それで、支援だとか介護認定者は、ずっと毎年聞いていると3年度は186人、4年度は166人でなかったかと思うのですが、5年度の支援だとか介護認定者についてどのように変化したのか。下がってればいいのですけれども、このことについて2点目として伺いたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

介護保険の認定者数になります。まず、要支援の方ですけれども、要支援は要支援1と要支援2がありますが、合わせまして41名となっております。続いて、要介護なので、こちらは要介護1から要介護5までということで全体で145名ということになっておりまして、要支援と要介護を合わせますと186名の方ということになっております。

以上です。

○佐藤委員 そこで、やはり介護というのは大変ご家族もご苦労されているのではないかと思いますし、また施設入所、本人はもとより家族の皆さんみんなご苦労されているのではないかと思いますけれども、一番高い、高いということは介護度が一番高い5の方、この方は何名くらいいらっしゃるのか、それだけお聞きしたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

介護認定の一番高い要介護5という方なので、こちらの人数は14名いらっしゃいます。

以上でございます。

○長内委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 次に、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 次に、集落排水事業特別会計歳入歳出決算全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○長内委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 53 号 令和 5 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長内委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号 令和 5 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○長内委員長 これにて本特別委員会に付託されました案件の審議は終了いたしました。

よって、決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 1 時 3 6 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員